資格講習の課目	時間数
一　放射線の基本的な安全管理に関する課目	六時間
二　放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱い並びに使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目	十一時間
［項を削る。］	
三　［略］	
四　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目	一時間

2　法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者講習（次条において「第二種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

資格講習の課目	時間数
一　放射線の基本的な安全管理に関する課目	三時間
二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱い及び使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理の実務に関する課目	七時間
［項を削る。］	
三　［略］	
四　放射性同位元素（密封されたものに限る。）又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目	一時間

3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第四　密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第三十九条第三項に規定する密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第三十九条第四項に規定する密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

資格講習の課目	時間数
一　放射線の基本的な安全管理に関する課目	七時間
二　放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いの実務に関する課目	八時間
三　使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目	三時間
四　［同上］	
［項を加える。］	

2　法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者講習（次条において「第二種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。

資格講習の課目	時間数
一　放射線の基本的な安全管理に関する課目	四時間
二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いの実務に関する課目	五時間
三　使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理の実務に関する課目	二時間
四　［同上］	
［項を加える。］	

3　［同上］